

奨学金返還支援事業について

1. 補助事業の概要
2. 対象企業の要件
3. 対象となる従業員
4. 対象となる奨学金
5. 補助金交付までの流れ



沖縄県商工労働部
雇用政策課

1. 補助事業の概要

背景：全国と比較して低い所得水準や人口減少等の影響により企業の人材確保が難しい状況

目的：経営基盤となる人材の確保・定着に取り組む企業を支援し、経営の安定や更なる成長を目指す

内容：人材の獲得や定着のため従業員の奨学金返還支援に取り組む企業に対し、企業負担額の最大50%の補助金を交付

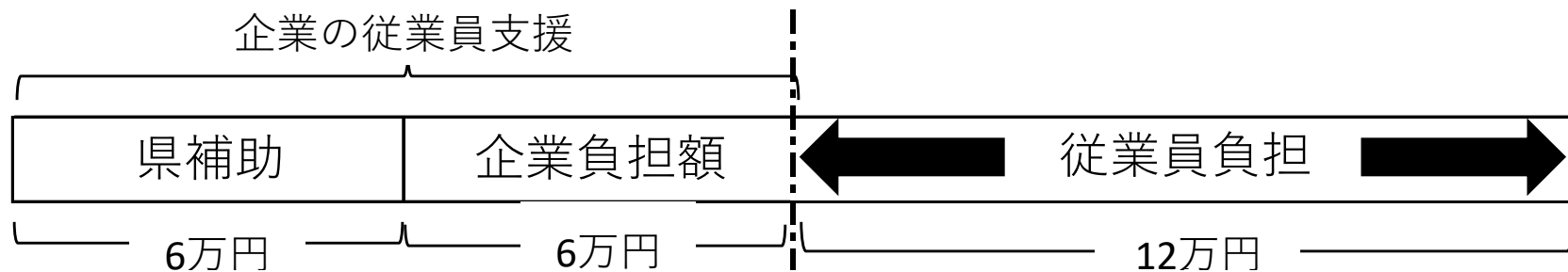
1. 補助事業の概要(補助対象経費と補助額)

【企業負担の1/2 or 年9万円のうち低い額のイメージ】

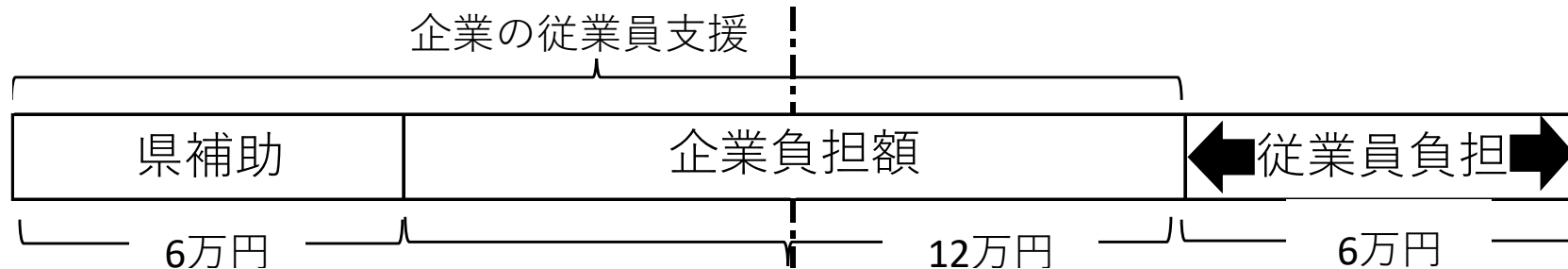
例: 従業員が年24万円(月2万円)返済する場合

→従業員の年間返済額の半額を対象に、企業負担額の1/2を補助

①企業が1/2(年12万円)を支給する場合



②企業が2/3(年18万円)を支援する場合



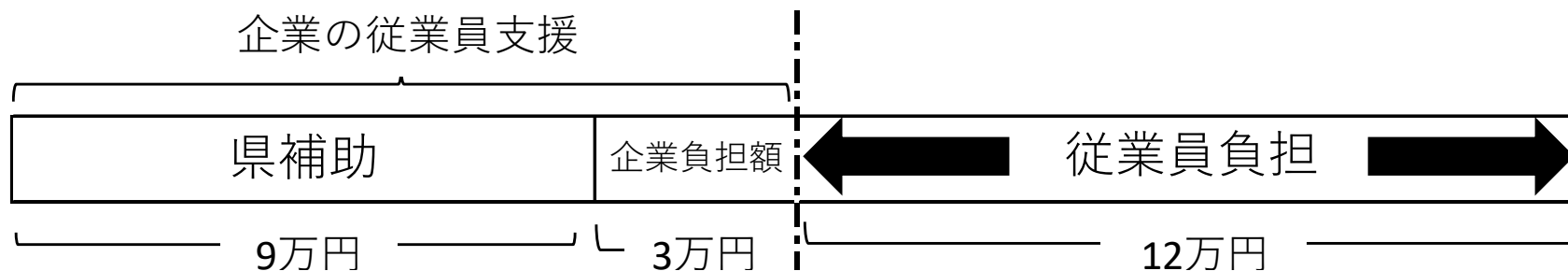
【参考】所得向上応援認証企業の補助額

【企業負担の3/4 or 年13.5万円のうち低い額のイメージ】

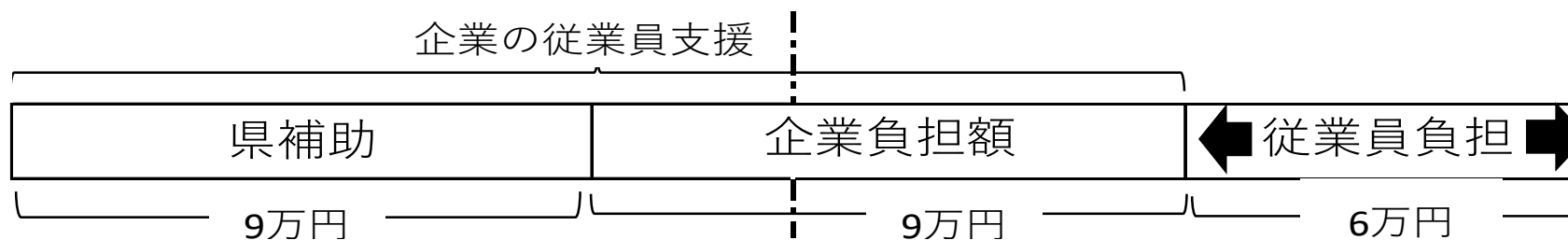
例：従業員が年24万円(月2万円)返済する場合

→従業員の年間返済額の半額を対象に、企業負担額の3/4を補助

①企業が1/2(年12万円)を支給する場合



②企業が2/3(年18万円)を支援する場合



2. 対象企業の要件

以下①、②を全て満たす者

① 沖縄県内に本店又は主たる事業所のある中小企業（中小企業基本法で定める中小企業者）

※ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に該当しないもの）又は組合等は対象外。

② 就業規則等で従業員への奨学金返還支援制度を設けている企業

2. 対象企業の要件(②の要件について)

就業規則等で奨学金返還支援制度を文書で規定していることが必要となります。

例えば、常時10人以上の労働者を使用する事業所において作成義務のある、「就業規則」や就業規則とは別に賃金に関する事項を定めた「賃金規定」(労基署への届け出)等、もしくは労働者が10人未満の事業所については、個別の「雇用契約書」等で確認させていただきます。

※県HPに規定の例を掲載しているのでご参考ください。

3. 対象となる従業員

以下の要件を全て満たす者

- ① 正社員（雇用期間の定めがない）
- ② 県内に所在する事業所で勤務
- ③ 奨学金を 本人が返済中（返済予定）
- ④ 申請年度の初日（4月1日）時点で 勤続5年以内
- ⑤ 申請年度末時点で 年齢35歳未満
- ⑥ 申請年度末に申請日と同じ企業に在籍
- ⑦ 個人事業主と同居している親族で無いこと

※勤務形態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く

4. 対象となる奨学金

貸与された従業員本人が返済中または返済予定である以下の奨学金や学資金等

- ① 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ② 大学、その他各種団体が貸与する学資金

上記に該当すれば、高校・専門学校・大学等いずれの進学に要した奨学金等でも対象となります。

5.補助金交付までの流れ

